

報道発表資料の配付日時 12月20日(月) 13時30分

発表項目 (行事名)	石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員の公募について	
概要	<p>北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて考えるため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しています。</p> <p>このたび、石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会において、次のとおり委員を公募しますので、道民の皆様への周知をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応募資格 次の要件を全て満たすことが必要です。 (1) 石狩振興局管内に居住する満20歳以上の方〔R4.4.1現在〕 (2) 障がいのある方の保健や福祉に関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方 2 募集する人数 障がいのある方又は地域住民それぞれ1名以上、合わせて3名 3 委員の任期 委嘱の日(令和4年4月1日予定)から2年間 4 応募方法 応募に必要な書類(応募用紙及び作文)を次の募集期間までに郵送、メール又は持参してください。 募集期間：令和3年12月20日～令和4年1月20日(当日消印有効) 5 選考 石狩振興局が設置する選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上選考し、結果は応募者全員にお知らせします。 6 その他 詳細につきましては、別添「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ」を御参照ください。 	
報道(取材)に当たってのお願い	より多くの方から御応募いただけるよう、積極的な報道をお願いいたします。	
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所) 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において、道政記者クラブに資料配布予定。
担当 (連絡先)	北海道石狩振興局保健環境部社会福祉課 主査(地域福祉)(永田・齊藤) 電話 011-204-5861 (内線 34-912・34-915)	

石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会委員公募のお知らせ

北海道では、障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスや、差別・虐待・権利擁護に関することなどについて考えるため、全道14の圏域に「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」を設置しています。

この度、「石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、道民の皆様の意見を伺い、ともに考えるため、次のとおり委員を公募します。

1 応募資格

次の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 石狩振興局管内に居住する満20歳以上の方〔令和4年4月1日現在〕

(2) 障がいのある方の保健や福祉に関心をもち、年数回開催する委員会に出席できる方

※ 過去に国又は地方公共団体の議員及び職員であった方も応募できますが、募集締め切り後に他に応募者がいなかった場合に選考対象となります。

2 募集する人数

次の(1)と(2)を1名以上、合わせて3名。

(1) 障がいのある方

(2) 地域住民

3 委員の任期

委嘱の日(令和4年4月1日予定)から2年間

※ 委嘱された方の氏名は公表されます。

4 応募方法

(1) 応募に必要な書類(2種類)

ア 応募用紙(様式1)

イ 作文(様式2)

作文は、テーマ「障がいのある人もない人もより良く暮らせる地域づくりのために」について、あなたが考えていることを800字以内にまとめてください。

※ 応募書類の作成は、点字又は代筆によることもできます。

点字による応募の場合は、様式は自由です。

※ 様式1及び2は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課及び石狩振興局保健環境部社会福祉課で配布しているほか、北海道のホームページでダウンロードできます。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.html>)

(2) 書類の提出方法

石狩振興局保健環境部社会福祉課あて、提出期限までに郵送（当日消印有効）メール又は持参してください。（募集期間及び提出先は、8を御参照ください。）

※ 持参の場合は、平日の9：00～17：00までの間に持参してください。

5 選考

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容を総合的に審査の上、選考します。

必要に応じ、記載内容等について確認させていただきます。

選考結果は、石狩振興局から、3月下旬までに応募者全員にお知らせします。

6 委員の役割等

(1) 学識経験者等の委員とともに、次の事項について当事者や参考人などから意見聴取を行い、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい地域づくりに向けて協議をしていただきます。

① 障がいのある方の地域での暮らしを支えるサービスに関すること

② 差別や虐待及び権利擁護に関すること

③ その他地域で暮らす障がいのある方の暮らしづらさに関すること

(2) 個別の権利侵害等について協議する場合には、委員会は非公開となりますので、委員会内で協議されたことについては、秘密を保持していただくことになります。

7 報酬等

委員会に出席いただいた場合は、北海道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いします。

8 石狩振興局が所管する市町村、提出先・問い合わせ先及び募集期間

(1) 所管する市町村

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村

(2) 応募書類の提出先

北海道石狩振興局保健環境部社会福祉課あて

郵便番号 060-8558

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

メール ishikari.shafuku1@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 問い合わせ先

北海道石狩振興局保健環境部社会福祉課主査（地域福祉）

代表電話 011-231-4111（内線 34-912・34-915）

社会福祉課直通 011-204-5861

(4) 募集期間

令和3年12月20日（月）から令和4年1月20日（木）まで（当日消印有効）